# パブリックコメント募集要領

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を、3年を一期として一体的に策定するものです。

2026（令和8）年度末をもって、現行の名張市高齢者保健福祉計画（第9次改訂）・介護保険事業計画（第8次改訂）が終了することから、名張市高齢者保健福祉計画（第 10 次改訂）・介護保険事業計画（第9次改訂）案を策定しましたので、パブリックコメント制度に基づき、公表します。これについて、下記要領により意見を募集します。

１．案　　件　「名張市高齢者保健福祉計画（第 10 次改訂）・介護保険事業計画（第9次改訂）（素案）」

２．募集期間　令和8年11月16日（月）～令和8年12月16日（水）

３．閲覧資料　・名張市高齢者保健福祉計画（第 10 次改訂）・介護保険事業計画（第9次改訂）（素案）
・名張市高齢者保健福祉計画（第 10 次改訂）・介護保険事業計画（第9次改訂）（素案）概要版
・計画を 1 枚で表現した設計図（ロジックモデル）

４．閲覧場所
- 市のホームページ（http://www.city.nabari.lg.jp）
- 担当室…介護・高齢支援室（市役所1階）
- 各地区市民センター
- 広報シティプロモーション推進室（市役所2階）
- 市役所案内（市役所1階）

５．意見の提出方法

令和8年12月16日（水）（必着）までに、下記の項目を記入の上、WEBフォーム、電子メール、ファクス、郵便または持参にてご意見をお寄せください。

＜記入項目（必須）＞

【件　名】「名張市高齢者保健福祉計画（第 10 次改訂）・介護保険事業計画（第9次改訂）（素案）に関する意見」とご記入ください。

【氏　名】
【住　所】
【電話番号】
【ご意見】・意見箇所（素案のどの部分についての意見かを明記してください。）
・意見内容

６．意見の処理方法

（1）提出された意見などを考慮して計画等の意思決定を行い、最終案を公表します。
（2）提出された意見と、それに対する市の考え方を公表します。
（3）提出された意見などに対し、個別の回答は行いません。

７．意見の提出先

**福祉子ども部　介護・高齢支援室**
【電子メールの場合】kaigo@city.nabari.lg.jp　【ファクスの場合】0595-63-4629
【郵便・持参提出の場合】　〒518-0492　鴻之台１－１・市役所１階
【ＷＥＢフォームの場合】https://logoform.jp/form/Ueta/1899761 →

**なばりの未来創造部　広報シティプロモーション推進室**
【電子メールの場合】info@city.nabari.lg.jp　【ファクスの場合】0595-61-0815
【郵便・持参提出の場合】　〒518-0492　鴻之台１－１・市役所２階

## ８．問い合わせ先

・「名張市高齢者保健福祉計画（第 10 次改訂）・介護保険事業計画（第9次改訂）（素案）」に関すること

福祉子ども部　介護・高齢支援室

ＴＥＬ：0595-63-7599　　ＦＡＸ：0595-63-4629

・パブリックコメントに関すること

なばりの未来創造部　広報シティプロモーション推進室

ＴＥＬ：0595-63-7402　　ＦＡＸ：0595-61-0815